

## 静岡県と共立女子大学及び共立女子短期大学との就職支援に関する協定書

は、漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合、又は法令により開示を求められた場合は、この限りではない。

静岡県（以下「甲」という。）と共立女子大学及び共立女子短期大学（以下「乙」という。）とは、乙の学生の静岡県内への就職活動の支援及び県内企業の人材確保を支援するため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携・協力して学生の就職活動を支援することにより、乙の学生の静岡県へのU I Jターン就職を促進することを目的とする。

### （連携・協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について、連携・協力して実施する。

- (1) 学生及び保護者に対する県内の企業情報の提供及び各種イベント等の周知に關すること。
- (2) 学生のU I Jターン就職に係る情報交換及び実績把握に關すること。
- (3) 学内で行う合同企業説明会等、企業情報提供イベントの開催に關すること。
- (4) 保護者向けの就職セミナーの開催に關すること。
- (5) 学生のインターンシップの受入支援に關すること。
- (6) その他学生のU I Jターン就職促進に關すること。

### （連絡調整）

第3条 甲と乙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、甲乙それぞれに連絡調整窓口を設置し、適宜協議を行う。

### （情報保護）

第4条 甲と乙は、この協定に基づく事業を実施するに当たり、相手方から知りえた個人情報をについて、この協定の期間中及びこの協定の終了後も第三者に対し開示し、又

### （協定期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定の締結日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに甲乙いずれからも特段の意思表示がない場合、この協定は更に1年間同一内容で更新されるものとし、その後の期間満了に際しても同様とする。

### （疑義の協議）

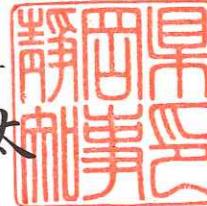
第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し、疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和5年11月20日

甲 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県知事 川勝 平太



乙 東京都千代田区一ツ橋2丁目2番1号

共立女子大学  
共立女子短期大学  
学長 川久保 清

